



新型コロナウイルス感染防止策に関する  
ガイドライン及び対応マニュアル

2022年7月1日更新

## 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、舞台・音楽公演を行う上で、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした基本的なポイントをまとめたものです。

### 1, 感染防止のための基本的な考え

本会場において、施設管理者および公演主催者は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場およびその周辺地域において、三者（下記※参照）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じる必要があります。

- ※ 会場の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という）
- ※ 公演を観賞するために会場に来場する者（以下「来場者」という）
- ※ 出演者および公演の開催に携わるスタッフ（以下「公演関係者」という。  
また公演主催者は除く）

特に、①密閉空間（換気の悪い場所）、②密集場所（多人数が集まる密集場所）、③密接場面（間近で会話や発生が行なわれる場所）という3つの条件が重なる場所（「三密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三密が重なる環境にならないように、感染対策を徹底して取り組むことが重要です。

施設管理者や公演主催者は、下記に挙げる劇場の特徴を踏まえて、具体的な対策を講じる。

- A) 各種法令等により高機能の機能の空調設備が備え付けており、強制的な機械換気が可能。
- B) 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が想定されていない。
- C) 座席が設置されていて定員数も明らかになっており、時差式の規制入退出も可能

### 2, 施設管理者および公演主催者が講ずべき基本ルール

#### (1) 来場者、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」

基本的感染対策：接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染への対策

- ・物理的・身体的距離の確保・接触機会を減らす
- ・マスクの着用の義務化
- ・咳エチケットの徹底

- ・手洗い・手指消毒の励行
- ・通常からの「三蜜」の場所の回避を徹底させる
- ・日常健康状況の把握（体温測定・健康状態チェック）
- ・電子決済の導入の推進による接触機会の削減

(2) 公演会場における基本的対応

- ・マスク着用を義務化
- ・会場内では出演者を含む公演関係者、来場者、従事者を問わず、人と人との確保すべき間隔は十分に取る。（入退場時・トイレ・物販販売時の待機列、ロビー等における滞留、設営、搬入・搬出時など一切を対象とします。）
- ・会場内では上記「基本ルール」等に基づき、会場内外にアナウンスおよび掲示物等により周知徹底を図ります。
- ・来場者には基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場して頂く等の処置をとる」ことにつき事前に告知します。

## 施設管理者および公演主催者が講ずべき具体的な対策

### 【会場内における対応策】

#### ① 会場内共通

※入場時だけでなく、公演中、特典会中も含め会場内では常時マスク着用を促していく

※会場内において、列を形成する場合は、間隔を開けるように会場従事者だけでなく

公演関係者も率先して案内し、人が密集しないように努める。

※ドアノブ・手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。

※手洗い・手指消毒を励行する。

※公演の前後および公演の休憩中には、必ず会場内の換気を行う。

#### ② 客席

※座席は原則として指定席とするか、自由席でも整理番号を付与して順番に入場させることで、椅子の取り合いを無くし来場者が密になる事を防ぐ。

※関係者席・オペレーター席を設ける場合も、十分な間隔を維持する事を優先し、来場者席を間引くことで、会場が定めた規定数以上にならないようにする。規定数に達している場合は、関係者であっても会場内への入場は禁止する。

※座席位置での起立は、演出上許可する。

#### ③ 会場入口

※手指消毒用の消毒液を常設し、入場者に全員に手指消毒を励行する。

#### ④ チケット販売窓口

※現金の取り扱いを可能な限り減らすために、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。

※入場時のチケットもぎりの際は、受付担当者はマスクと手袋を着用する。また、来場者が半券を自ら切って入れ、受付担当者が目視確認をする等、直接の接触を避けるスキームを可能な限り構築する。

#### ⑤ ロビー・休憩スペース

※常時換気に務める。

※対面での飲食・会話を回避するようなアナウンスや掲示物等により促す。

※人と人の間隔が適正な距離を保てるような収容人数とするようコントロールする。

待機列は必要に応じて避難階段を活用して分散させる。

※テーブル・椅子等の什器の消毒を定期的に行う。

⑥ 楽屋・控室・バックヤードスペース

- ※常時換気に努める。
- ※密にならないような収容人数を定める。
- ※マスク着用を徹底させる
- ※テーブル・椅子等の什器の消毒を定期的に行う。

⑦ トイレ

- ※不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を行う。
- ※トイレの蓋を閉めて汚物を流す様に表示する。
- ※ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止する。
- ※密にならないように掲示物等で促す。

⑧ 飲食・グッズ販売カウンター

- ※従事者はマスクを着用と手指消毒を徹底。
- ※購入待ち列は十分な間隔を開ける
- ※現金・チケットの受け渡しは、トレーを使用し直接の接触を避ける。

⑨ 特典会

- ※出演者を含む公演関係者・来場者の特典会参加者全員のマスク着用を義務付ける。
- ※購入待ち列は十分な間隔を開ける

⑩ 清掃・ゴミの廃棄

- ※清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ※作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

### 【公演関係者に関する感染防止策】

- 公演の安全で円滑な運営に必要な最小限度の人数となるよう工夫する。
- 出演者含む関係者全員のマスク着用や公演前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- 外出前に必ず検温し、37.5°C以上の発熱があった場合は、その時点で外出を控える。
- 全員の健康を最優先とし、少しでも体調に疑いがある者は自宅待機とさせる等、各セッションの責任者が責任を持って判断する。
- 過去2週間以内に政府からの入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・該当地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機とする。
- 公演主催者は公演関係者の緊急連絡先や移動経路を把握する。
- 機材や備品、什器の取扱いを制限し、不特定多数の共有を制限する。
- 設置等の準備、リハーサル、撤去において十分な時間を設定、必要最小限の人員で密にならないスケジュールを組む。
- 会場内の定員を厳守し、来場者・技術者を含む関係者等を含めて定員数を越えないようにする。関係者を会場に入場させたい場合は、その分来場者数を減員させなければならないことを踏まえて動員数を計画する。
- 特典会等を行う場合も、出演者にマスクの着用を義務づけ、また来場者と直接接したり、距離が極端に近くにならない様にする。
- 常時換気に努める。
- 舞台上で触れる機器・小道具や、また舞台面の清掃・消毒を行う。
- テーブル・椅子等の什器の消毒を定期的に行う。
- 飲食の提供を行う場合は、1回ずつ分けて配布できるものとし、ケータリング方式では行わない。また使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- 関係者に感染が疑われる場合には、保健所への情報供出、聞き取りへの協力を行う。
- 国や行政の指示・指導に沿った運営を行う。また会場のルールに協力する。
- 情勢の変化に伴う方針の変更にも積極的に柔軟に対応する。万が一公演を中止せざるを得ない場合は、主催者が責任を持ってクライアント・出演者・お客様に説明を行う。

## 【来場者に関する感染防止策】

### <公演前の対策>

- 来場前に検温の実施要請や、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。
  - ※来場を控えてもらうケース
    - ◇37.5°C以上の発熱
    - ◇風邪の様な症状（極端な咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛等・頭痛）
    - ◇味覚臭覚障害
    - ◇その他、下痢・吐き気・嘔吐
    - ◇新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
    - ◇過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合。
- 接触確認アプリ等を活用する場合は、その旨を事前に周知する。
- 整理番号の事前付与、または座席抽選の事前告知を行う事で、事前順番取りの行列が出来ないように配慮し、定められた受付時間に来場するように促す。

### <公演当日の対策>

#### ① 入場時の感染予防対策

- マスク着用の義務付け
- 手指消毒の徹底
- ソーシャルディスタンスの確保の徹底
- 検温の実施
- 下記に該当する方の入場をお断りする。
  - ※37.5°C以上の発熱・極端な咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・味覚臭覚障害・頭痛・下痢・吐き気・嘔吐、があった場合。
- 時間に余裕を持った入場時間を設定する
- 待機列は十分な距離を確保させる。また大声での会話も控えさせる。
- チケットのもぎりの際は積極を避けるため極力電子チケットでの非接触のシステムを導入する。
- 現金の受け渡しの場合はトレーにて現金の授受を行い直接の接触を避ける。電子決済を導入を積極的に行う。
- 受付を行う者はマスクの着用を義務付ける。
- 急に体調が変化し感染が疑われる者が発生した場合、速やかに退出を促す。また必要に応じ医療機関および保健所へ連絡し指示を受ける。

## ② 会場内の感染予防対策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、常にマスクの着用を義務付ける。
- 座席間距離はガイドラインに沿った距離を確保し、場内の入場制限を行い、来場者・公演関係者を含み総数で定数以上にならない様にする。
- 来場者が席を移動し、来場者同士が密にならないように周知する。
- 来場者と接触するような演出（来場者をステージに上げる、出演者がステージから降りる、ハイタッチをする等）は行わない。
- 座席・テーブル・不特定多数が触れる箇所に関しては、適時消毒を行う。
- 適時換気を実施する。
- 密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- 喫煙所はコロナウィルス感染防止対策実施期間中は使用停止とする。
- 特典会等の待機列も十分な距離を確保するように周知する。

## ③ 退出時の感染予防対策

- 余裕を持った退場時間を設定し、適度な距離を保ちながら退出できる様、時間差での退場等の工夫を行う。
- 2公演以上、または並行特典会を行う場合で、来場者の入れ替えを行う場合、退出を完全に終了した後、換気・座席等の会場内消毒を行ってから次回の入場を行う。
- 退出者と来場者が混在しないように時間の余裕を持ったスケジュールとするか、退出導線と入場導線を分ける様に工夫を行う。
- 2公演以上、または並行特典会を行う場合で、来場者の入れ替えを行う公演の場合、無理なく入れ替えが出来る様、来場者の入れ替え時間を優先し、公演・特典会等のタイムスケジュールを厳守する。
- 出演者のお見送り等の演出は控え、速やかに退出させることを優先する。
- 出待ちや面会等は控える様に周知させる。



#### <公演後の対策>

- 公演主催者および施設管理者は、下記の通りの①②の分担にて、それぞれ公演に係った者の名簿を作成する。個人情報の観点からそれぞれが責任を持って保管する。尚、保管期間は1か月間とする。

##### ①公演主催者

A：公演関係者（出演者を含む全員）の「氏名」「緊急連絡先」「体温」等を把握し、名簿を作成し保管する。

B：来場者を入れる公演の場合は、来場者の「氏名」「緊急連絡先」「体温」を把握し、名簿を作成し保管する。

##### ②施設管理者

C：公演に携わる会場従事者の「氏名」「緊急連絡先」「体温」を把握し、名簿を作成し保管する。

D：施設関係者で、公演には直接関わらないものの、会場内に出入りした者の「氏名」「緊急連絡先」「体温」を把握し、名簿を作成し保管する。

- 感染が疑われる者が発生した場合は速やかに相互の連携が図れる様にし、保健所からの指示があった場合は、必要に応じ名簿の情報提供を行う。

#### 【公演関係者・施設関係者に感染が疑われる者が発生した場合】

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触を可能な限り避けさせるように努める。
- 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。
- 感染が疑われる者は保健所の指示によって必要に応じ、帰宅・自宅待機とする。
- 自宅療養する事となった者は、毎日健康状況を確認し、指示者へ報告を行う。  
必要に応じ感染症の検査を受ける。

#### 【来場者に感染が疑われる者が発生した場合】

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触を可能な限り避けさせるように努める。
- 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。